

マイナンバーの「通知カード」が 順次発送されています

▶ 問合せ 役場住民窓口課

11月22日から「通知カード」が、転送不要の簡易書留で発送されています。住所や氏名変更など記載事項に変更がある場合、役場での手続きが必要です。

また、平成28年1月から役場などで手続きをする際に提示が必要となる場合がありますので、「通知カード」は、大切に保管をお願いします。（再交付には、手数料がかかります）

※お手元に届いていない人は、役場住民窓口課へご連絡ください

Q 前の住所が載った通知カードを持っているけど・・・どうしたら良い？



通知カードは、10月5日(月)以降に住所変更した人は、新しい内容が記載されていない場合があります。ご確認の上新しい内容が記載されていない人は、届いた通知カードを持って役場住民窓口課にお越しください。裏面に新しい内容を記載します。

Q 通知カードと一緒に申請書がついているけど・・・ 個人番号カードは申請しなくちゃいけないの??

本人確認の際の顔写真付きの身分証明書がない人や、e-Taxなどを使って確定申告をする予定がある人は、作っていただくと便利です。武豊町では、コンビニで証明交付をする予定は、現在のところ未定です。そのため、個人番号カードを使って住民票等の証明書を取得することはできません。個人番号カードは必要がある人のみ申請してください。



※個人番号カードを使って、インターネットから e-Tax で確定申告等をする場合は
平成29年2月から利用できます